

2025 February

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
2025 3 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31						1 仏滅
2 大安	3 赤口	4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安
9 赤口	10 先勝 <small>1月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(1月雇入分)</small>	11 友引 <small>建国記念の日</small>	12 先負	13 仏滅	14 大安	15 赤口
16 先勝	17 友引	18 先負	19 仏滅	20 大安	21 赤口	22 先勝
23 友引 <small>天皇誕生日</small>	24 先負 <small>振替休日</small>	25 仏滅	26 大安	27 赤口	28 友引 <small>外国人雇用状況届出書(1月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(1月分)</small>	

総務・経理のお仕事カレンダー 2月の税務と労務

税務

- 1月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 2月10日(月)まで
- 前年12月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセット)。 → 決算当日(月末決算では2月28日(金))まで
- 6月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→ 決算当日(月末決算では2月28日(金))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち3月・6月・9月決算法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では2月28日(金))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち11月・12月決算法人(申告期限延長の場合は10月・11月・12月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では2月28日(金))まで
- 固定資産税・都市計画税(第4期分)の納付
→ 市町村条例指定日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(1月雇入分)
→ 2月10日(月)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の1月雇入・離職分)
→ 2月28日(金)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(1月分)
→ 2月28日(金)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

副業

少し古いデータですが、令和2年の労働政策審議会の調査報告書によると、副業をしている人の割合は9.7%であり、そのうちの50.8%が本業も副業も雇用という就業形態となっています。この本業も副業も雇用という場合の税務・労務上の注意点を記載します。

[税務上の注意点]

原則として、労働者は、本業(主たる給与)では「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している場合は年末調整が行われていますが、副業(従たる給与)については年末調整できず、所得者本人による確定申告が必要となるため、労働者への注意喚起が望まれます。

[労務上の注意点]

副業労働者がいる場合に考慮すべき事項は多数あり、代表的なものを列挙します。

- ① 社会保険…要件該当なら各社加入。ただし保険証は1つ。保険料は各社で按分して負担。
- ② 労災保険…副業先も強制適用。労災認定や給付も通算総合判定・計算。
- ③ 雇用保険…それぞれの会社で要件該当でも主たる1社で加入。(マルチジョブホルダー制度除く)
- ④ 労働時間…法定外労働等は通算して割増賃金等を算定。ただし、長時間労働者に対する面接指導等、一定ものは通算しない。

令和6年12月1日現在の情報ですので、詳細は厚生労働省作成の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を参照ください。

ギモンを解決!



経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ

税理士 磯山 仁志

売掛債権が貸し倒れた場合

Q 得意先の売掛債権の回収が滞っていますが、どのように処理したらいいでしょうか。

A 貸倒れの実事が認められるための要件を満たす場合には、貸倒損失を計上するとともに、貸し倒れた売掛債権に含まれる消費税額を控除します。

法人税の取扱い

法人が売掛金や貸付金などの金銭債権の回収が滞った場合で、次のいずれかのケースに該当する場合には貸倒損失を計上し、回収不能債権を損金の額に算入します。

法的に金銭債権が消滅した場合

- 更正計画認可の決定
- 再生計画認可の決定
- 特別精算に係る協定の認可の決定
- 債権者集会の協議決定
- 債務超過の状態が相当期間継続し、弁済を受けることができない場合で、債務免除の書面による通知
⇒ これらの決定・通知等による切捨額や免除額を、その決定や通知がされた事業年度に貸倒損失として計上します。

金銭債権の全額が回収不能である場合

- 債務者の資産状況、支払能力等からみて金銭債権全額の回収不能が明らかになった場合
⇒ 回収不能が明らかとなった事業年度に全額を貸倒損失として計上します。

一定期間取引停止後弁済がない場合(売掛債権に限る)

- 売掛債権について、その債務者との取引停止の時と最後の弁済の時などのうち、最も遅い時から1年以上経過したとき（継続的な取引を行っていた債務者に限る）
- 同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合
⇒ これらの事実が発生した事業年度に、売掛債権の額から備忘価額（1円）を控除した残額を貸倒損失として計上します。

なお、貸倒損失を計上した事業年度の翌期以後に金銭債権を回収した場合には、回収した事業年度に回収金額を償却債権取立益として計上し、益金の額に算入します。

消費税の取扱い

貸倒れとなった金銭債権に含まれる消費税額は、貸倒損失を計上した課税期間の消費税額から控除します。その金銭債権に含まれる消費税を控除しますので、令和元年10月以降の取引に係るものは10%を控除し、それ以前の取引に係るものは8%（その当時の消費税率）を控除します。また、軽減税率が適用される取引に係るものは8%を控除します。ただし、貸付金などの消費税が非課税となる金銭債権が貸し倒れた場合には、控除すべき消費税額はありません。

なお、貸倒損失を計上した課税期間の翌期以後に金銭債権を回収した場合には、回収した課税期間に回収金額に含まれる消費税額を課税標準額に対する消費税額に加算します。